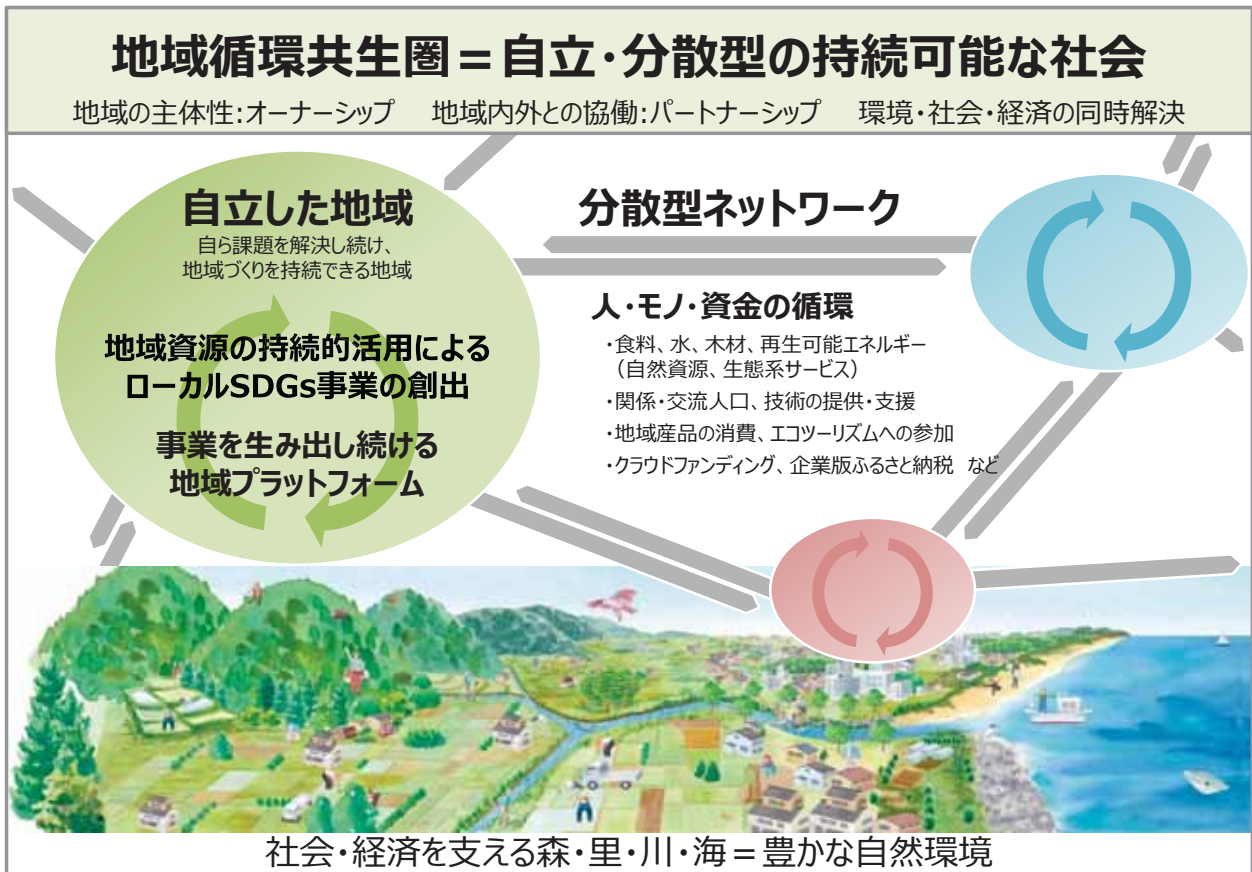




## 地域循環共生圏づくり支援体制 構築事業

2024年1月  
環境省 大臣官房 地域政策課



地域循環共生圏（2018年、閣議決定）とは、**地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）**を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして**地域同士が支え合うネットワークを形成**する「自立・分散型社会」を示す考え方。

その際、私たちの暮らしが森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて、地上資源が活用できる範囲で成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然環境を維持・回復していくことが前提となる。

# 地域循環共生圏（ローカルSDGs）の三原則

## 環境・社会・経済課題の同時解決



**地域の  
主体性**  
(オーナーシップ)

地域の人々が、ワクワク  
感とやりがいを大切に  
しながら、  
主体的に事業を立ち  
上げ、運営している

**協働**  
(パートナーシップ)

地域内の多様な分野の人  
による協働、  
地域外の人とのつながり・  
支えあいによって、  
事業を立ち上げ、運営している

## 地域循環共生圏づくりのプロセス

地域プラット  
フォーム

=

事業を生み出し  
続ける仕組み

事業主体を応援  
課題を同時解決する  
事業を生み出す

次々と事業を生み出し  
続け、課題を解決し  
続ける「自立した地域」に  
地域プラットフォームが広がり、「分  
散型のネットワーク」を構築

ビジョン作成  
事業の構想づくり  
事業主体探し

地域の課題・資源の整理  
仲間づくり（地域  
プラットフォーム形成）

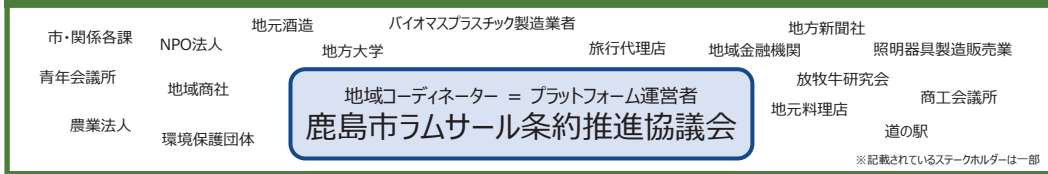
環境・社会・経済課題の同時解決

協働（パートナーシップ）

地域の主体性（オーナーシップ）

# 鹿島市ラムサール条約推進協議会（活動地域：佐賀県鹿島市内）

## 形成された地域プラットフォーム：ステークホルダー 80 団体



### 成果

創出した  
ローカル  
SDGs  
事業の数

23



#### ラムサールブランド商品の開発・販売

- ラムサール条約湿地である肥前鹿島干潟の保全に寄与する商品に対して専用シールを貼付。当該シールを事業者に買い取ってもらうことで、商品のブランド化と、商品売上げの一部が協議会の設置する基金に還元される仕組みを構築
- 基金は干潟の保全活動に活用しており、累計100万円を突破
- ラムサールブランド商品は主に、干潟に隣接している道の駅鹿島で販売
- 商品の一部は、東京ソラマチで開催されたSDGs関連ポップアップショップでも販売



#### グリーンインフラ日本酒の開発・販売

- 鹿島市山間部の棚田は、土砂崩れを防ぐグリーンインフラ(GI)として機能しており、干潟への土砂流入による環境悪化を防いでいるが、耕作放棄が進んでいる
- このため、棚田で栽培した米を地元の酒蔵が買い取って醸造し、「グリーンインフラ日本酒」として販売。この際、地銀が設置した地域商社を介して販路拡大し、販売開始約1月で約3000本を販売
- 酒粕等の廃棄物は、耕作放棄地で放牧している経産牛のエコフィードへの活用、酒蔵ツーリズムで使用するプラスチックカップの材料として使用



#### 酒蔵ツーリズムにおける脱炭素化

- 肥前浜宿には酒蔵が多く、イベント時には全国から8万人以上の観光客が来訪するが、試飲用のプラスチックカップの大量廃棄が課題
- そこで、米等の国産バイオマス資源を活用して作られるプラスチック樹脂素材により試飲用プラスチックカップを製作し、酒蔵ツーリズムにおける脱炭素化を推進
- 同プラスチック樹脂素材は、肥前鹿島干潟のゴミ拾い活動時のゴミ袋としても活用予定



#### カモの食害対策 × エコツアー

- 干潟ではリ養殖が盛んだが、カモによる食害のため、干潟の保全に対する漁師の理解・協力が得られにくいことが課題
- LEDによる野鳥の誘導技術を持つ企業と連携し、カモを干潟から追い払いつつフライトアップ、ナイトツーリズムのコンテンツを生成。旅行会社と連携してモニターツアーを開催

## 地域循環共生圏創造事業費（独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金相当分を含む）



【令和6年度要求額 462百万円（新規）】

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域プラットフォームを構築し、地域トランジションを実現します。

### 1. 事業目的

- ① トランジションモデル形成
- ② 中間支援機能の担い手育成
- ③ 地域間ネットワーク強化・情報発信

### 2. 事業内容

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域における炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を促し、持続可能な自立・分散型社会を構築するため、以下の取組を実施する。

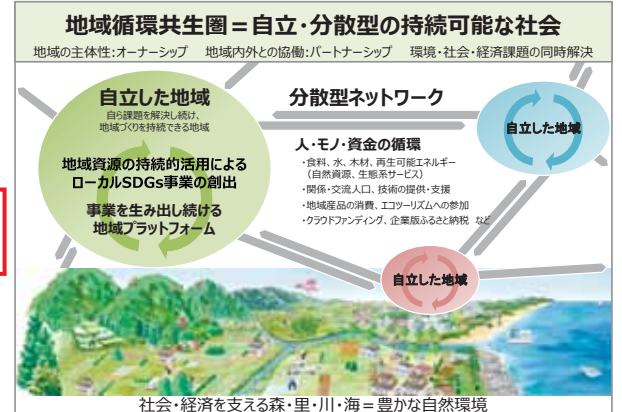
- ① 炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を目指す際に大きな影響を受けるステークホルダーや地域も取り残さずに、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方に基づき自立した地域づくりに取り組む者を支援する。
- ② 中間支援機能※を有する既存の団体が地域への伴走支援を実践的に行いつつ、その過程で得られたノウハウを横展開することで、中間支援機能を担える人材・組織の育成を行い、地域循環共生圏の創造を推進する。
- ③ ローカルSDGs事業の担い手同士の有機的なつながりを構築する場の提供や、優れた地域プラットフォームの事例の情報発信の場を設ける。

※中間支援機能…ヒト・モノ・カネ・情報をはじめとする資源の連結、関係者の納得度合いや先を見越したステップを確認して進行管理を支えるプロセス支援、変革に向けて刺激を与え関心や意思を呼び起こす変革促進、本質的な解決策の発見を促す問題解決提示など

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 共同実施／請負事業／運営費交付金
- 共同実施先・請負先 地方公共団体／民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和10年度（予定）

### 4. 事業イメージ



地域循環共生圏（2018年、第5次環境基本計画）は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくることと、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方で、その際に、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて、地上資源が活用できる範囲で成り立つようにするために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然環境を維持・回復していくことを前提としています。地域の主体性を基本として、パートナーシップのもとで、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsとも言います。





## 中間支援主体の定義・役割

- 共生圏の三原則（主体性、協働性、同時解決）に基づき、共生圏づくりを進めようと考えている団体に対して、資源連結、プロセス支援、変革促進、問題解決提示等のチェンジ・エージェント機能を発揮することで、パートナーシップによって共生圏づくりを推進させる主体。例えば、自治会や社会福祉協議会、信用金庫、コミュニティ財団、観光協会、地域商社などが性質的に中間支援主体になり得ると考える。

チェンジ・エージェント機能	内容
変革促進	取組の停滞を打破したり、円滑化するため、やり方を工夫したり、変化させる
プロセス支援	関係者の納得度合いや先を見越したステップの確認など
資源連結	情報提供・資金調達・人材紹介・他地域の事例や人材の紹介など
問題解決提示	取組の停滞や促進を妨げている課題に対する対策の提案など

- 以下、具体的なアクション例

アクション	内容
情報提供・収集	活動の活性化に関わる多様な情報の収集・提供を行う
相談・コンサルティング	運営マネジメントに係る広範な相談に対し、助言等を行う
人材育成支援	市民活動団体スタッフや市民のスキル向上を図る
資金調達支援	組織の立ち上げや運営に係る資金調達の助言等を行う
ネットワーク形成支援	あるテーマについて複数の団体の交流、連携を促進する
政策提案	社会課題とその解決策について政策提言・提案を行う

『環境保全からの政策協働ガイド～協働をすすめたい行政職員にむけて～』より

[https://www.geoc.jp/content/files/japanese/2018/02/seisakukyoudo\\_guide2017.pdf](https://www.geoc.jp/content/files/japanese/2018/02/seisakukyoudo_guide2017.pdf)

8

## 応募要件・予算等について

※中間支援主体は以下に同意することが参加要件となる。

- ✓ 中間支援主体の担当者は、地域循環共生圏づくりの考え方を理解し、パートナーシップ型の課題解決手法を、各EPO等からの支援により身に付けること。
- ✓ 中間支援主体の担当者は、地域の活性化を目的に、事業期間（最長3年間。毎年継続審査あり）中は活動団体に伴走支援をすること。
- ✓ 中間支援主体の担当者は、活動団体への伴走支援を責任を持って実施するため、事業期間中は部署異動しない、もしくは、部署異動しても同担当者が伴走支援を継続する/別の担当者に着実に引き継いで支援を継続すること。また、異動の可能性がある場合は副担当を原則配置すること。
- ✓ 中間支援主体の担当者は、本事業終了後も、地域循環共生圏づくりを推進するための中間支援主体として活動すること。

### <予算等について>

- 中間支援主体及び活動団体の合計で、200万円（税込、採択1～2年目）、400万円（税込、採択3年目）を上限として、原則申請時に提出いただく予算書に基づき、中間支援主体及び活動団体のそれぞれの取組に要した経費を負担する（上限額は活動団体の採択年数に準拠）。
- 本公募の申請者は中間支援主体

9

## 公募対象のケース分類

### 【ケース1】

活動団体  
(PF事業で  
1年活動)



中間支援主体



- 活動団体は共生圏づくり支援体制構築事業で最長2年採択可能。
- 中間支援主体は、3年目は別の活動団体と共同提案する形で最長3年採択可能。

### 【ケース2】

活動団体  
(PF事業で  
活動なし)



中間支援主体



- 活動団体、中間支援主体共に共生圏づくり支援体制構築事業で最長3年採択可能。

### 【ケース3】

活動団体  
(PF事業で  
活動なし)



中間支援主体  
(PF事業で活動)



- ケース2と同じ。中間支援主体として共生圏づくり支援体制構築事業に参加することは、活動団体として参加することと取組内容が異なることから、中間支援主体についてPF事業の活動年数は問わない。

10

## 公募の必要書類・スケジュール

※参考：昨年度のスケジュールより

- 12/23 公募要領決裁開始（本省）
- 1/17 公募開始（～2/15 30日間）
- 1/23 公募説明会
- 2/15 公募締め切り
- 2/16-17 形式審査
- 2/20-3/1 事務所意見照会
- 3/3 委員への採点依頼
- 3/15 委員から採点表改修
- 3/28 採択審査会（有識者会議）・採択決裁開始
- 3/30 決裁完了
- 4/5 報道発表

11

# 事業の参加団体を支援する「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」

先進事例

共生圏づくり  
の手引き

モデル地域  
の取組み

地域を応援したい企  
業との出会い



共生圏づくりを  
進める地域の  
紹介

入り口は  
メルマガ登録！

セミナーやフォーラム、シンポジウムなど、  
学びの機会、仲間作りの場のご案内

情報発信

- ・メールマガジン
- ・フェイスブック



地域循環共生圏WEBサイト  
<http://chiikijunkan.env.go.jp/>

